

協会だより



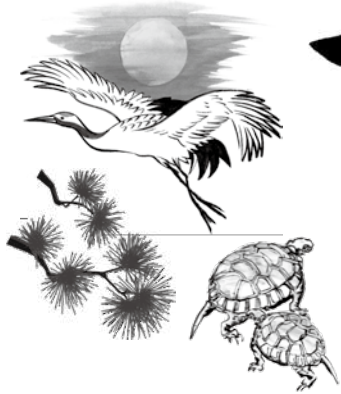
一般社団法人
発行所 **福井県消防設備協会**
〒910-0003 福井市松本3丁目16-10
福井県福井合同庁舎5階
TEL (0776) 27-3760
FAX (0776) 27-3446



写真 右上：東大寺二月堂の修二会 お松明 中央：お水送りの儀式（鷲ノ瀬） 右下：小浜市 神宮寺
(写真は昨年3月のもの。写真提供：福井県観光連盟、華嚴宗総本山 東大寺)

目次

- ▶ 新年のごあいさつ..... 1
- ▶ 令和2年度消防設備関係功労者等
表彰受賞者..... 5
- ▶ 令和3年度 講習会等の予定..... 6
- ▶ 令和2年度 主な行事・講習会の結果..... 7
- ▶ 会員の登録変更について..... 11
- ▶ 通知・通達..... 13
- ▶ よくある質問..... 16
- ▶ 適切な消防用設備等点検を
実施しましょう..... 17
- ▶ 消防設備業総合保険のご案内..... 19
- ▶ 消防交流広場..... 20



謹んで新春のお慶びを申し上げます



令和3年 元旦

一般社団法人 福井県消防設備協会

顧問	福井県危機対策・防災課課長	加藤 和彦
//	福井県消防長会会長	松田 光広
参与	福井市消防局次長	片川 浩幸
//	敦賀美方消防組合消防本部消防長	島田 靖史
//	南越消防組合消防本部消防長	五十嵐 功
//	若狭消防組合消防本部消防長	内藤 一人
//	大野市消防本部消防長	飯田 裕人
//	勝山市消防本部消防長	本田 康雄
//	鯖江・丹生消防組合消防本部消防長	竹村 亮
//	嶺北消防組合消防本部消防長	瀬戸 廣之
//	永平寺町消防本部消防長	朝日 光彦
//	福井県危機対策・防災課課長補佐	田 淵 洋平

役員一同 会長 高村 文能

副会長	山本 智則	副会長	岩崎 新
理事	東 正純	理事	池上 昌彦
//	井上 吉弘	//	片岡 浩範
//	河上 淳一	//	木村 丈展
//	小林 勝幸	//	齊藤 信二
//	酒井 一徳	//	白本 敏雄
//	竹内 幸彦	//	坪田 泰敏
//	早瀬 茂樹	//	山田 龍彦
//	山本 久徳	常務理事	大西 新



事務局

主事 岩村 晴美

若狭神宮寺のお水送り

春の訪れを告げる奈良東大寺二月堂の修二会（お水取り）。これに先がけて行われるのが、若狭小浜 神宮寺の「お水送り」である。地元若狭では、その水は遠敷川鵜ノ瀬から10日かけて二月堂の「若狭井」に届くとの故事に倣い、今日まで厳かに伝承されてきた。神宮寺の縁起は、和銅7年（714年）「和の赤鷹」が神願寺を建立し、遠敷明神を祀ったのを起源とするが、その遠敷明神が、東大寺二月堂の建立を寿ぎ開かれた修二会に際し、漁に夢中になって遅参したことを詫び、「お香水」を涌き出ださせ、ご本尊様に奉ったとの言い伝えが「お水送り」の由来となっている。「お水送り」の当日、朝からの一連の神事は午後7時30分最高潮に達し、7mの巨大松明を振り回す儀式の後、鵜ノ瀬までの約2kmを門徒衆らの行列が進む。松明の炎が水面を赤々と染める中、住職の「送状文」に続き、香水が遠敷川へと注がれる。



新年のごあいさつ

安全・安心は 日ごろの備えから



一般社団法人 福井県消防設備協会
会長 高村 文能

初春を寿ぎ、謹んで新年のお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営をはじめ、各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本年も倍旧のご厚情をお願い申し上げます。

さて、昨年は「新型コロナウイルス（COVID-19）」の感染拡大に翻弄された一年となりました。世界各国で4,830万人以上が感染、うち約123万人が死亡（11月初旬の数値）。

国内においても大都市を中心に、連日多くの感染者が発生しており、まだまだ予断を許さない状況です。この感染拡大によって私達の生活様式は一変し、外出の自粛や営業時間の短縮、在宅勤務やテレワークなど、その行動や業務は大きく制限され、好調だった経済も一挙に低迷してしまいました。しかし、これからは“Withコロナ”として、感染予防対策を徹底しながら一日も早く以前の生活が戻り、経済が回復することを願っております。一方、こうした不況下においても火災や災害は容赦なく、私達に襲い掛かってきます。人々は、目先の生活に追われ、どうしても防火・防災への意識、関心が薄れ、その結果、火災が多発すると言われていますが、特に、コロナ禍で在宅の機会が増えた昨今は、共同住宅の火災が目立っております。県内においても10月30日に敦賀市で4階建マンションの4階から出火、火元の女性が火傷を負いました。また、31日には岩手県盛岡市でも8階建てのマンションの5階から出火し、活動中の消防隊員が死亡されたほか、住民7人も救急搬送されました。

このような共同住宅では、1つの建物内に多くの人々が居住している為、一般の住宅以上に一人一人が防火意識を高め、出火防止に努めなければなりません。また、設置されている消防用設備等についても、有事に備え普段からの保守管理を行うことは必要不可欠です。

私ども消防設備協会も消防機関のご指導を戴きながら、消防用設備等の点検整備は防火管理の根幹であると認識し、適正、適切に対応しているところですが、県民の大切な生命・身体・財産を火災から守るため、これまで以上に会員が一丸となって取り組んで参る所存です。

結びに、今年一年が災害のない、穏やかな年になることをご祈念申し上げますとともに、一層のご指導・ご支援、ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年のごあいさつ

福井県消防長会 会長
福井市消防局

消防局長 松田 光広



令和3年の輝かしい新年を迎え、会員の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

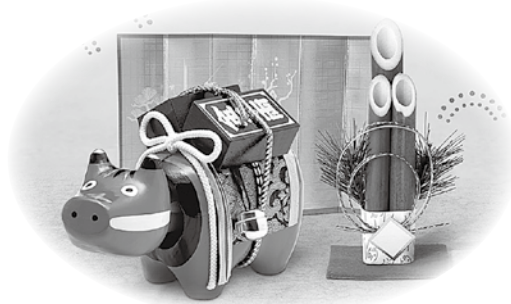
平素は、消防行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

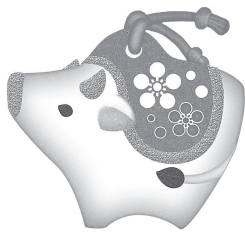
さて、昨年全国で発生した災害を振り返りますと、梅雨前線による大雨や台風による風水害が多く発生し、特に西日本から東日本、東北地方の広い範囲で記録的な大雨となった「令和2年7月豪雨」は、35府県で死者84名、負傷者30名、全壊1,602棟、床上浸水2,645棟（令和2年10月1日現在）の甚大な被害をもたらしました。被害の大きかった熊本県では、今なお多くの方々が不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い復興を願っております。

また、本県におきましては、令和2年9月4日9時10分頃、福井県嶺北を震源とする震度5弱の地震が発生しました。本県においてこのような強震を観測した地震は、昭和38年の越前岬沖地震以来であり、突然の大きな揺れに驚き、恐怖を伴った緊張感は記憶に新しいところであります。この地震による大きな建物被害はなく二次災害の火災も幸いにして発生しませんでした。13名の負傷者がでました。突発的に発生する地震では、慌てず行動できるようイメージしておくことが大切であり、常日頃から備えておくことがいかに重要であるか、改めて痛感させられる年となりました。

消防機関としましては、引き続き、地震、洪水、土砂災害など様々な態様の自然災害に対する万全な体制を強化し、また、日進月歩改正される消防法令を適正に運用していくためには、今後も防災関係機関の皆様と連携を図りながら取り組んでいかなければならないと考えておりますので、皆様のより一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福井県消防設備協会の今後ますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

福井県安全環境部危機対策・防災課
課長 加藤 和彦



2021年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

福井県消防設備協会の会員の皆様には、日ごろから、県の消防・防災行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。2020年の本県の火災件数は、146件（2020年1月から10月の速報値）と、発生件数の少なかった前年同時期とほぼ同数となっており、これもひとえに、消防関係者の活躍はもとより、消防設備士および会員の皆様が消防用設備の施工や日々の維持管理を的確に実施していただいているおかげであり、心から感謝を申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式は大きく変化しました。多くの場所で、消毒用アルコールや飛沫防止のためのシートを設置していますが、それらは火気により引火しやすく、取扱いには十分な注意が必要です。

こうした中、消防用設備等は、火災が発生した際の迅速な消火や通報、避難体制の確立、更には人命およびその他被害の軽減につながるものであるため、いつ火災が発生しても確実に機能しなければならず、設備や機器の点検および維持管理を欠かさず行う必要があります。これらの消防用設備等の点検については、消防法により報告が義務付けられており、昨年4月には、消防用設備を適切に設置していない違反对象物の公表が、県内全ての消防本部において開始されました。

また、郵送による点検報告が可能となったり、点検報告様式の押印箇所が見直しされるなど、報告促進のために制度の改善が図られており、そうした制度を活用しながら報告率の向上を図っていく必要があります。会員の皆様には、適正な消防用設備等の設置や保全および点検等を実施いただくとともに、防火対象物等の関係者に対し自主点検や報告の励行や制度を周知いただくなど、引き続き御協力をお願いしたいと考えています。

最後に、本年が福井県消防設備協会および会員の皆様にとりまして実り多き飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。



令和3年度の主な行事、講習会の予定

行 事 等

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

行 事 名	月 日	場 所
総会・表彰式	5月13日(木)	福井県中小企業産業大学校
実務研修会	6月28日(月)	福井県中小企業産業大学校
消防庁長官等表彰式	11月5日(金)	東京都 明治記念館

講 習 会

各講習会ともに、月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

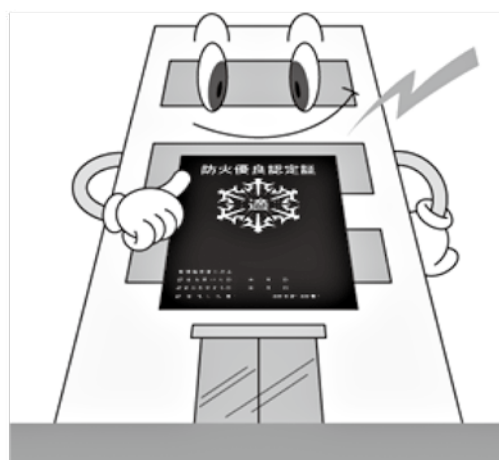
講 習	月 日	場 所
設備士法定講習(消火設備)	7月13日(火)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
	8月17日(火)	
設備士法定講習(消火器・避難設備)	7月14日(水)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
	8月18日(水)	
設備士法定講習(警報設備)	7月15日(木)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
	7月16日(金)	
	8月19日(木)	
	8月20日(金)	

令和3年度も、新型コロナウイルス感染拡大危険が払拭されないことから、各2回ずつの開催を計画しています。

講 習	月 日	場 所
第1種消防設備点検資格者 <input type="checkbox"/> 再講習	6月9日(火)	福井県中小企業産業大学校
第2種消防設備点検資格者 <input type="checkbox"/> 再講習	6月10日(水)	福井県中小企業産業大学校
第1種消防設備点検資格者 <input type="checkbox"/> 本講習	10月19日(火)	福井県中小企業産業大学校
	10月20日(水)	
	10月21日(木)	
第2種消防設備点検資格者 <input type="checkbox"/> 本講習	10月26日(火)	福井県中小企業産業大学校
	10月27日(水)	
	10月28日(木)	

講 習	月 日	種 別	場 所
防火管理講習	5月26日(水) 5月27日(木)	甲種新規	福井県中小企業 産業大学校
	7月1日(木) 7月2日(金)	甲種新規	
	7月13日(火) 7月14日(水)	甲・乙同時	
	8月9日(月) 8月10日(火)	防火防災新規	
	9月29日(水) 9月30日(木)	甲種新規	
	11月16日(火) 11月17日(水)	甲種新規	
	令和3年2月1日(火) 2月2日(水)	甲・乙同時	
	令和3年2月3日(木)	甲種再	

防火管理講習の受講申請は、昨年4月1日よりインターネット受付に変更となっています。
したがって、**当設備協会での受付はしておりません**。ご注意ください。
詳しくは、(一財)日本防火・防災協会のホームページにてご確認ください。



消防設備保守関係者表彰

令和2年度の消防設備保守事業者等の表彰式が、去る11月6日に東京都の「明治記念館」において執り行われました。当協会からは、次の方々を受賞されました。誠にありがとうございました。

なお、今年度については、新型コロナウイルスの感染拡大が終息せず、特に東京都内では、連日多くの新たな感染確認の報道もあったことから、受賞者の皆様方は、万一のことを考慮され、自発的に出席を辞退されましたので、会場内の記念写真はなく、顔写真のみの掲載とさせて頂きました。

【(一財)日本消防設備安全センター 理事長表彰】

消防協会役員関係者

安居 英治 氏 (有限会社 相互防災)

消防設備保守関係者

河 嶋 衛 氏 (株式会社 河嶋連蔵商店)

点検済表示制度推進優良事業所表彰

白 本 敏 雄 氏 (株式会社 コスモボーサイ)



安居 英治 氏
有限会社 相互防災



河嶋 衛 氏
株式会社 河嶋連蔵商店



白本 敏雄 氏
株式会社 コスモボーサイ

令和2年度の主な行事、講習会等の結果

令和2年度 定時総会・表彰式 “初めての書面総会”

令和2年度の定時総会・表彰式は、福井県内においても「新型コロナウイルス」の感染が拡がり、福井県では4月15日（水）に「福井県緊急事態宣言」が発令され、5月12日からは公立学校が一斉に休校となるなど、県内でも感染拡大が顕著となり人口10万人当たりの発生率が全国ワースト1位となりました。事務局では急遽理事会（書面会議）を開催し、総会の開催の是非について審議した結果、理事全員が集合面談による開催は困難との意見で、書面による総会に変更いたしました。

書面による総会の開催は、協会創立以来初めてのことであり、事務局では開催方法や議決の仕方、集計方法など手さぐり状態の中で、総会資料を審議事項の可否投票用紙とともに各会員に送付いたしました。会員の皆様の深いご理解とご協力により、審議事項は全て可決承認され、無事書面による総会を終えることができました。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が終息し、会員の皆様のお顔を見ながら総会が開催できることを心から願っています。

令和2年度の協会長表彰を受賞された方は、次の皆様でした。おめでとうございます。本来ならば、表彰式を開催すべきところでしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により表彰式が中止となったため賞状のみの送付とさせて戴くことをご了解を戴きました。

(敬称略)

優良従業員表彰	20年	池田安孝	轟産業株式会社
		津田茂雄	北陸設備工業株式会社
	30年	八木昌彦	北陸設備工業株式会社
		小嶋秀穂	一般財団法人北陸電気保安協会
		安居英治	有限会社相互防災
		河嶋衛	株式会社河嶋連蔵商店
優良事業所表彰		ユタカ防災	中島豊
		株式会社国高防災	井上吉弘
		株式会社コスモボーサイ	白本敏雄
		佐々木電機商会	佐々木一彦

消防設備点検資格者 再講習（第1種、第2種）



例年6月に開催していた（一財）日本消防設備安全センターからの事務委託による消防設備点検資格者再講習は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、約5ヶ月遅れの令和2年10月2日（金）に第1種、10月5日（月）に第2種を開講いたしました。両日ともに福井県中小企業産業大学校で開催し、第1種に53名、第2種に51名の計104名が受講されました。県内では一時的に感染拡大が落ち着いていたことから、何とか開催することができ、受講者は元より事務局も安堵したところでした。受講者は3密に注意しながら、点検資格者としての責任と消防用設備等の維持管理、保守点検の重要性を再確認していました。

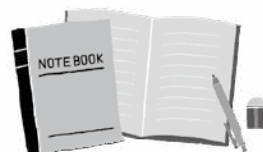
消防設備士 法定講習

福井県知事からの事務委託を受けて実施する令和2年度の消防設備士法定講習は、コロナ禍の影響により4ヶ月遅れの12月15日（火）から18日（金）の4日間、サンドーム福井の管理会議棟小ホールで開催いたしました。しかし、ソーシャルディスタンスの観点から受講者数を制限し、各講習区分ともに84人を限度に、間隔を保っての開催



といたしました。この為事務局では、例年の受講者数を勘案し、受講予定者全員が受講できるよう、1月18日（月）から21日（木）にも開講を計画しています。

（12月の受講者数325名）



消防設備保守業務等研修会

令和2年度の消防設備保守業務等研修会が、去る7月13日(月)に福井県中小企業産業大学校で開催いたしました。今年度は、現在喫緊の課題とも言える「自家発電設備の保守点検」について平成30年6月に点検方法が改正され、新たに「内部観察等による点検」が制定されたことから、(一社)日本内燃力発電設備協会から講師を招聘して実施いたしました。

コロナ禍の中で感染防止に配慮しながら、表示登録会員など51名が受講いたしました。自家発電設備という特殊な設備の点検に苦慮していた会員たちには大変有意義な講習となりました。



防火管理講習



令和2年度の「防火・防災管理講習」は、新型コロナウイルスの感染拡大により、9月まで全ての講習が中止となりましたが、県内での感染拡大が収束したことから11月25日(水)26日(木)に、漸く開催することができました。今年度初めての開催となった講習会もソーシャルディスタンスのため、受講者数を制限し54人とされましたが、開講を待ちわびた受講者達は、これまで防火管理者不在の

ため法令違反が続いていたものが、これで解消される安堵感とともに、改めて、防火管理の重要性と防火管理者の重責を自覚し、真剣に講義を受けていました。このまま感染拡大が沈静化していれば、次の講習会は2月3日(水)、4日(木)の予定です。(再講習は2/5)

会員の入会について

(令和2年6月以後)

敬称省略

会員番号	298	種別	電気部門	入会年月日	令和2年6月23日
区分・内容					
事業所名	株式会社 共栄電気通信		代表者名	今安孝之	
所在地	〒919-1121 三方郡美浜町和田14-13-1		電話番号	0770-32-5721	

何とぞ よろしくお願ひいたします。

会員の退会について

(令和2年6月以後)

敬称省略

会員番号	262	種別	-	退会年月日	令和2年8月1日
区分・内容					
事業所名	有限会社 明光電業		代表者名	築川浩主	
所在地	大野市東中野2丁目901		電話番号	-	

長い間 ありがとうございます。

総会員数

部門別	会員数	合計数
電気設備部門	49	125
水系設備部門	25	
防災設備部門	51	
表示登録会員		113

会員の登録内容の変更について

(令和2年6月以後)

敬称省略

会員番号	事業所名	変更区分	変更後の内容
118	株式会社 セーフティ・ユニオン	メールアドレスの変更	anzen@safetyunion.jp
130	轟産業 株式会社	代表者の変更	(新) 酒 井 薫
141	株式会社 アイビックス	代表者の変更	(新) 吉 田 保 裕
150	有限会社 泉新電設	代表者の変更	(新) 明 石 善 朗
166	上中ガス 株式会社	代表者の変更	(新) 辻 本 良 弘
167	株式会社スカルト	代表者の変更	(新) 野 坂 健次郎
191	株式会社 安田電気工業	住所変更	〒919-2201 大飯郡高浜町和田101-4-5
207	能美防災株式会社 福井営業所	代表者の変更	(新) 西 村 喜一郎
215	一般財団法人 北陸電気保安協会 福井支店	代表者の変更	(新) 杉 山 弘 行
241	北陸電気工事 株式会社 福井支店	代表者の変更	(新) 田 中 成 治
256	ジエイ防災	F A X 番号	0776-38-0100
265	北陸プラントサービス株式会社 福井事業所	メールアドレスの変更	fukui@hokuriku-plant.co.jp
288	株式会社 アイワンすまいる	F A X 番号	0776-29-0212

今後とも よろしく願いいたします。

通知

通達

令和2年6月号の掲載の「通知・通達」以後に公布されたもののうち、消防用設備等に関するものについては、以下の表のとおりです。なお、詳細については、必要に応じてご自身でのご確認をお願いいたします。

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防総第455号	令和2年 6月30日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁総務課長	消防法令等に基づく各 種手続における旧姓の 併記について（通知）
消防予第195号 消防危第180号	令和2年 7月14日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	「令和二年七月豪雨によ る災害についての特定非 常災害及びこれに対し適 用すべき措置の指定に関 する政令」の公布・施行 に伴う消防法令の運用 について（通知）
消防予第196号	令和2年 7月14日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	令和2年7月豪雨 に対 応した消防法令の運用 について（通知）
消防予第197号 消防危第181号	令和2年 7月14日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	令和2年7月豪雨 に対 応した消防関係手数料の 減免措置について（通知）
事務連絡	令和2年 7月21日	各都道府県消防防 災主管課・東京消 防庁	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	危険物取扱者試験及び 消防設備士試験の実施 に関する協力について
消防予第235号	令和2年 8月7日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	福島県郡山市で発生し た爆発事故を踏まえた 飲食店の防火対策に係 る注意喚起等について

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防予第227号	令和2年 8月12日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火 具の不具合に係る注意 喚起等について
消防予第226号	令和2年 8月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	対象火気設備等の位 置、構造及び管理並び に対象火気器具等の取 扱いに関する条例の制 定に関する基準を定め る省令の一部を改正す る省令の公布等につい て（通知）
消防予第305号	令和2年 9月16日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象 物の措置状況等に係る調 査結果について（通知）
消防予第314号	令和2年 9月18日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	畜舎に係る消防法施行 令第32条の適用事例の 報告について（依頼）
消防予第310号	令和2年 9月18日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	改正火災予防条例（例） の運用について（通知）
消防予第311号	令和2年 9月24日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁予防課長	「火災予防条例（例）中に 規定する標識類及び届出 書の様式について」の一 部改正について（通知）
消防予第312号	令和2年 10月1日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「消防法施行規則第三十 一条の六第七項第六号 の期間を定める件の一 部を改正する件」 等の公布について

協会だより

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
事務連絡	令和2年 10月29日	各都道府県消防防 災主管課・東京消防 防庁	消防庁予防課	消防用設備等点検パンフ レットの送付について
事務連絡	令和2年 10月29日	各都道府県消防防 災主管課・東京消防 防庁	消防庁予防課	不適切な消防用設備等 点検における注意喚起 リーフレットの送付に ついて
事務連絡	令和2年 11月6日	各都道府県消防防 災主管課・東京消防 防庁・政令指定都 市消防本部	消防庁予防課	映画「劇場版 仮面ラ イダーセイバー」、「劇 場版仮面ライダーゼロ ワン」と連携した住宅 用火災警報器の維持管 理広報ポスターの配布 について
消防消第276号 消防予第359号	令和2年 11月10日	各都道府県消防防 災主管部長 東京消防庁・各指 定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長	沿道飲食店等の路上利 用に係る警察機関との 連携について
事務連絡	令和2年 11月13日	各都道府県消防防 災主管課・東京消防 防庁・各指定都市 消防本部	消防庁予防課	住宅防火対策推進用イ ラストの作成について





文字の薄くなった自火報受信機の表示について



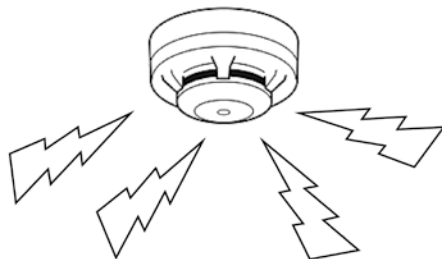
自動火災報知設備の受信機の点検において、受信機に表示されている「火災受信機」の文字が薄れ、見えない状態にあった。これは「不良」となるのか。

A.

「受信機に係る技術上の規格を定める省令」(昭和56年自治省令第19号)では、受信機に表示すべきものを規定し、「見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。」とされており、その一つとして『受信機』という文字があります。

したがって、「薄れて見えない」こと状態が「(表示が)消えている」と判断できる場合は『不良』となります。

(月刊「フェスク」2016.02月号より)



点検による改修に係る自火報設備の着工届について



消防用設備等の点検時に、下記のような自動火災報知設備の異状等があって改修した場合、着工届や設置届が必要か。

また、工事には甲種消防設備士第4類の資格が必要か。

- ① 定温式スポット型感知器のガード部分が破損していたため、当該部品の交換を行った場合
- ② 感知器が故障していて、別の種類のものに交換した場合
- ③ 未警戒が発生していて、感知器を増設する場合

A.

①について

ガード部分のみの交換は、「補修」に該当し、着工届や甲種消防設備士の資格は不要です。

②について

この場合は、工事が必要となるので、着工届と甲種消防設備士第4類の免状・資格が必要ですが、平成9年消防予第192号により、感知器の個数により着工届が省略(警戒区域の変更を伴わない場合)されます。ただし、消防法第17条の3の2に基づく設置届書に、着工届の際に必要な図書を添付して届出る必要があります。

③について

未警戒については、警戒区域の変更を伴わないで、既設と同種のものであって増設する感知器の個数が10個以下の場合、②の場合と同様の措置となります。

消防用設備等には定期点検が必要です。



消防用設備等点検報告制度とは

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。(消防法第17条の3の3)



点検の種類と期間

機器点検

6カ月に1回
実施

- 1 消防用設備等に付置される非常電源(自家発電設備に限る)。又は動力消防ポンプの正常な作動。
- 2 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項。
- 3 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項。

総合点検

1年に1回実施

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類に応じて実施する点検。



点検実施者

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検有資格者に点検させなければならない。

- 1 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物。
- 2 延べ面積1000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの。
- 3 特定一階段等防火対象物。

報告



防火対象物の関係者は点検結果を、維持台帳に記録するとともに、次の1及び2に示す期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

- | | | | |
|---|-------------------------|---|----------------------|
| 1 | 特定防火対象物
1年に1回 | 2 | 左記以外
3年に1回 |
|---|-------------------------|---|----------------------|

※特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物等で不特定多数の者又は災害時に援護が必要なものが出入りする施設(消防法施行令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物)

適切な消防用設備等点検を実施しましょう!

消防用設備等の点検は、適切に行われていますか?

御自身の建物に設置されている消防用設備等の点検について、次の4つの事例を参考にチェックしてください。

× 無資格者が点検をしていた

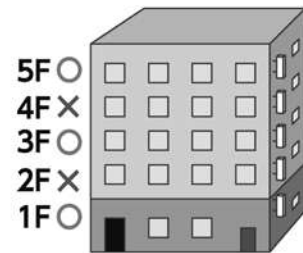
消防設備士又は消防設備点検資格者による点検を依頼していたにもかかわらず、無資格者が自動火災報知設備の点検を実施していた。



消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、消防機関に報告する場合は、点検作業が始まる前に、点検に従事する各作業員(資機材の搬送等の補助的な作業のみを行う者を除く)が免状を保有しているか確認しましょう。

× 全階を点検していなかった

地上5階のビルにおいて、1階・3階・5階の店舗の消防用設備等は点検されていたが、2階・4階の店舗は点検されていなかった。



点検の対象は「建物に設置されている全ての消防用設備等」です。各階全ての点検を依頼していたにもかかわらず、点検業者が、一部のみの点検で作業終了としていないか、点検作業の実施状況を確認しましょう。

× 事実と異なる報告をしていた

自動火災報知設備の感知器が故障していることが確認されたが、点検結果報告書では、改善していないにもかかわらず「不備なし」として報告していた。



点検の結果を、事実通りに記載しなければなりません。報告書に記載されている内容が「実際の点検結果」と相違ないかどうか、点検作業の実施状況を確認するとともに、報告書の届出前にしっかりと確認しましょう。不備については、適切に改善しましょう。

× 点検期間のルールを守っていなかった

機器点検を1年に1回、総合点検を3年に1回しか実施していなかった。



機器点検は6ヶ月毎に、総合点検は1年毎に実施してください。また、建物関係者は、法令により点検を行った結果を「維持台帳」に記録することとなっていますので、点検を実施したら、その結果を維持台帳に記録しましょう。

具体的な点検要領、報告様式の記載方法等、詳しくはお近くの消防機関にご相談ください。



消防庁

Fire and Disaster Management Agency
<https://www.fdma.go.jp/>



ご相談はお近くの消防署まで

◇都道府県消防設備協会会員の皆さまへ◇

貴社の、安心経営のために

消防設備業総合保険のご案内



大切な従業員を守るために

E型 業務災害補償用
役員・従業員の就業中のケガによる入通院補償をお考えの皆さまのための保険です。

*業務災害総合保険

貴社のニーズにお応えする7つの型をご用意しました。

●管理財物や工所用資機材の損害・作業対象物自体の損害・人格権侵害による損害・使用不能損害も補償し、幅広い補償をご提供します。

情報漏えいなどに起因する損害を補償するために

J型 情報漏えい用
お客様の情報(個人・企業)を扱って業務を行う皆さまのための保険です。

*サイバー保険(情報サービス業者・電気通信事業者特約条項等セット賠償責任保険)

業務上、他人にケガを負わせたり、他人の財産を壊してしまったときのために

A型 保守業務用
消防用設備等の保守業務(点検・整備)を行う皆さまを対象とする保険です。

*消防用設備等保守業者賠償責任保険
受託者賠償責任保険

B型 新設・増設工専用
消防用設備の工事(新設、増設、移設、改修)を行う皆さまを対象とする保険です。

*請負賠償責任保険、受託者賠償責任保険
生産物賠償責任保険・組立保険

他社製品の販売リスクを補償するために

PS型 販売業務用
消防用設備機器(他社製品)などを販売している皆さまのための保険です。

*生産物賠償責任保険

D型 消防防災訓練用
消防防災訓練における指導・指示を行う皆さまを対象とする保険です。

*施設所有(管理)者賠償責任保険

G型 防火・防災点検業務用
防火対象物定期点検報告制度または防災管理定期点検報告制度に基づく点検を行う皆さまを対象とする保険です。

*施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険

引受保険会社一覧
三井住友海上火災保険(株) 公務開発部営業第二課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 tel.03(3259)4061
東京海上日動火災保険(株) 広域法人部法人第一課 東京都千代田区三番町6-4 tel.03(3515)4147
損害保険ジャパン日本興亜(株) 団体・公務開発部第三課 東京都新宿区西新宿1-26-1 tel.03(3349)5408

保険契約者 一般財団法人 日本消防設備安全センター

お問い合わせ先(取扱代理店) 日本フェスクサービス株式会社 東京都港区虎ノ門2-3-17 ☎03-3591-8121

※上記の案内は概要です。詳細につきましては、パンフレット「消防設備業総合保険のご案内」をご覧ください。

SJNK19-05056(2019.8.1)

消防に携わる
皆様へ

⑨⑨⑨⑨⑨⑨⑨⑨
会員制Webサイトで
情報交換しよう!

消防交流広場

会員登録は
こちらから

<https://www.fesc119.net>



※有料会員になると、すべてのコンテンツがご利用になれます。



パソコン、タブレット、スマートフォン
いずれからもアクセスできます

会員
参加型

交流掲示板

会員
参加型

事例研究

会員
参加型

消防関連Q&A

会員
参加型

設備士
試験対策

団体のお客様

月刊フェスク
様式ダウンロード

法令・通知
報告書

広場からの
お知らせ

みんなの意見を
聞きたい

自分たちの活動を
知ってほしい

困った時に
相談にのってほしい

国や地域の
最新情報がほしい



一般財団法人 日本消防設備安全センター

責任をより明確に

消防用設備の安全チェックは
このラベルで!!



点検ラベルは **安全と信頼** の証です

消防用設備等は、命と財産をまもります。

消防法に定められた定期点検は必ず実施しましょう。

このラベルは当協会の会員であり、

かつ消防用設備等点検表示制度会員でもある

登録業者等が行う適正な点検の証明です。

ラベルの発注は時間の余裕をもってFAXでお願いします。

一般社団法人福井県消防設備協会は、県民の安全を希求しています。

一般社団法人 **福井県消防設備協会**

事務局／福井県福井市松本3丁目16-10 福井県福井合同庁舎5階 TEL 0776-27-3760